解散公告（第二回）

当法人は平成二十七年二月二十八日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月三日

栃木県栃木市入舟町二番一六号

公益財団法人横山郷土館

代表清算人　横山　統子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年十一月二十六日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月三日

三重県津市一志町波瀬一九一〇番地

清算法人波瀬土地改良区

清算人代表　山本　保

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年七月十四日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月三日

高知県四万十市西土佐須崎八一〇―三

清算法人西土佐地区土地改良区

代表清算人　長崎幸一郎

配当公告

札幌市豊平区中の島一条九丁目四番一号

破産者　株式会社本田

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十六年（フ）第一五四号破産事件の配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二二九、八一三、三三三円

一、配当をすることができる金額

金六、九一七、八三三円

平成二十七年三月三日

札幌市中央区北四条西二〇丁目一番二八号

Ｎ４２０ビル　破産管財人　大川　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県筑西市下野殿九三五番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　根本　良男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三日

事務所茨城県筑西市乙八二八番三ＳＡＴＯＨビル二階弁護士法人萩原総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　萩原　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区西葛西一丁目四六三番地、最後の住所千葉県八千代市下高野五四九番地

被相続人　亡　渡部カツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目四番八号コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大久保佳織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県ふじみ野市亀久保一二二二番地二八、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市萩園一一〇三番地七

被相続人　亡　岩瀬　豊治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三日

事務所横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館九階

相続財産管理人　弁護士　織田　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市北区鈴蘭台南町二丁目二四番地三、最後の住所神戸市北区鈴蘭台南町二丁目一四番五〇号

被相続人　亡　種村　一造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三日

事務所神戸市北区南五葉一丁目三番一九号シャトータカラ二〇五号

相続財産管理人　司法書士　宮家　史子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市小利木町二一番地、最後の住所不詳

被相続人　亡　谷川　譲治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三日

兵庫県姫路市安田三丁目一〇三番地の二

相続財産管理人　弁護士　川崎　志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市古馬場町五番地五、最後の住所香川県小豆郡土庄町豊島家浦九〇二番地一

被相続人　亡　大熊富喜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三日

香川県小豆郡小豆島町中山一〇五五番地五

相続財産管理人　竹迫　龍三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県土佐市高岡町乙三五一三番地二号、最後の住所高知県土佐市高岡町乙三五一三番地の二号

被相続人　亡　森　一乗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三日

事務所高知県高知市春野町弘岡中一六一四

相続財産管理人　土居　雅之

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十六年十二月十九日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

株式会社ＬＩＸＩＬ

規約型確定給付企業年金清算人

泉澤　貴志

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十七年一月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十七年三月三日

栃木県宇都宮市西川田本町三丁目一番一号

株式会社カンセキ

確定給付企業年金清算人　高崎　勝彦

第87期決算公告

平成27年3月3日

東京都足立区千住東２丁目23番４号

日新工業株式会社

取締役社長　相臺　公豊

貸借対照表の要旨

（平成26年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,350,201	流動負債	4,800,004
固定資産	8,159,450	固定負債	5,920,363
有形固定資産	7,587,703	株主資本	1,086,056
無形固定資産	19,370	資本金	88,000
投資その他の資産	552,377	資本剰余金	998,056
繰延資産	44,342	利益剰余金	37,178
		利益準備金	37,178
		その他利益剰余金	960,879
		（うち当期純利益）	（106,456）
		評価・換算差額等	1,747,570
資産合計	13,553,993	負債・純資産合計	13,553,993